

社会教育活動団体用

【富士宮駅前交流センター利用団体登録申請書】の提出について

これは、富士宮市富士宮駅前交流センター利用団体登録要領に基づき、申請書に事業報告書・事業計画書および会員名簿を添えて提出していただくことで、社会教育活動のために利用する団体であることを確認し、施設を無料で利用できる根拠とするものです。

《 記入の手引き 》

- 1 「団体名」は、団体の名称を正確に記入してください。
「結成年月」は、わかる範囲で記入してください。
- 2 「利用施設」は、この申請書で利用を申請する施設となりますので、富士宮市富士宮駅前交流センターとなります。（記入不要）
- 3 「代表者」は、団体活動の代表ですので、講師・指導者を代表者にはできません。
- 4 「連絡先」は、代表者と連絡先が異なる場合のみ記入してください。
- 5 「会員人数」は、団体の構成員全ての人数を記入してください。（原則10人以上）
- 6 「活動内容」は、アメリカンワーカー、水彩画、英語、読書会、フォークダンス、合唱等を記入し活動、学習の趣旨等には、会の目的、趣旨などを記入してください。
- 7 「利用時間」「利用回数」「利用曜日」は、基本的なものを記入してください。
ただし「利用回数」は月3回以内としてください。
- 8 「会費」は、徴収していない場合には、“なし”と記入してください。
- 9 「講師・指導者」は、招へいしていない場合には、“なし”と記入してください。
- 10 「駅前交流センター以外の活動場所」は、富士宮駅前交流センター以外の、別の公民館・地域学習センターなどで活動している場合に記入してください。
- 11 「発表・展示会」は、定期的な発表会・展示会を行っている場合に、その回数、会場、入場料等を記入してください。

記入上の注意事



富士宮市富士宮駅前交流センター利用団体の登録申請書

年度

(提出年月日)

年 月 日

1	ふりがな	名称は、正確に記入してください。「ふりがな」も書いてください。		結成年月	
	団体名	分かる範囲で記入してください。		年 月	
2	利用施設	富士宮市富士宮駅前交流センター			
3	代 表 者	氏 名	講師・指導者を代表者にはできません。		
		住 所	富士宮市		
		電話番号	— —		
		Eメール アドレス			
4	連 絡 先 (代表者と連絡先が異なる場合は記入)	氏 名	代表者と連絡先が同じなら記入不要です。		
		住 所	富士宮市		
		電話番号	— —		
		Eメール アドレス			
活動内容 (例 俳句・書道等)			コード区分		
5	団体活動、学習の趣旨等				
	月3回以内の利用となります。		目的、趣旨などを記入してください。		
	時間、回数、曜日は、基本的なものを書いてください。				
6	会員人数	人	利用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
	利用回数	月 回	その他 ()	利用曜日 第1・2・3・4・毎週 曜日	
7	会 費	① 1か月	円	② 会費から支払う材料費等	円
		*会員1人1か月当たりの金額を記入してください。 *会費には左記の費用を含みます。		③ 講師・指導者・協会等に支払う金額	円
				④ 団体の活動・運営費	円
8	講 師 指 導 者	氏 名	いない場合は、「なし」と記入		
		住 所	住所		
		電話番号	電話番号		
駅前交流センター以外の活動場所		会場名	全会員数	人	
10	発表・展示会	年 回	会場名	入 場 料 無 料 有 料 円	

* コード区分 は記入しないでください。

センター長	担 当



富士宮市富士宮駅前交流センター利用団体の登録申請書

年度

(提出年月日) 年 月 日

1	ふりがな			結成年月				
	団体名			年 月				
2	利用施設	富士宮市富士宮駅前交流センター						
3	代表者	氏名						
		住所	富士宮市					
		電話番号	— —					
		Eメールアドレス						
4	連絡先 (代表者と連絡先が異なる場合は記入)	氏名						
		住所	富士宮市					
		電話番号	— —					
		Eメールアドレス						
5	活動内容 (例 俳句・書道等)			コード区分				
	団体活動、学習の趣旨等							
6	会員人数	人	利用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
	利用回数	月 回 その他 ()	利用曜日	第1・2・3・4・毎週 曜日				
7	会費	①1か月	円	②会費から支払う材料費等	円			
		*会員1人1か月当たりの金額を記入してください。 *会費には右記の費用を含みます。 (①=②+③+④)		③講師・指導者・協会等に支払う金額	円			
				④団体の活動・運営費	円			
8	講師・指導者	氏名			氏名			
		住所			住所			
		電話番号	—		電話番号	—		
9	駅前交流センター以外の活動場所	会場名			全会員数	人		
10	発表・展示会	年 回	会場名			入場料	無料 有料	円

* コード区分 は記入しないでください。

センター長	担当

第3号様式

富士宮市富士宮駅前交流センター利用誓約書（一般利用を除く）

私たちの団体は、富士宮市富士宮駅前交流センター（以下、「センター」という。）を利用するに当たり、利用者としての責任を持ち、下記の事項を守ることを誓います。

記

- 1 施設利用に当たっては、センター職員の指示に従います。
- 2 富士宮市富士宮駅前交流センター条例、同施行規則、利用団体登録要領等の規定を遵守し、各々の団体の活動を相互に助け合いながら、センターの責任ある開かれた運営に協力します。
- 3 利用団体登録に記載した活動以外の活動（ミーティング等）にセンターを利用しません。
- 4 施設及び敷地内にて次の活動は行いません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行動
 - (2) 営利を目的とするもの又はこれに類する活動
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする活動
 - (4) 特定の政党・党派又は宗教を支持又は反対することを目的とする活動
 - (5) 暴力団又は暴力団等の統制下にある活動
 - (6) その他施設管理上支障がある活動
- 5 センター内で喫煙しません。
- 6 センター内で火気を使用しません。
- 7 センター内に危険物を持ち込みません。
- 8 施設利用後は、施設内を点検し、照明、冷暖房設備、付属施設等の電源を切ります。
- 9 退館時は他の利用者・団体との連絡を密にし、火の始末、施錠を徹底して行います。
- 10 利用後は、施設内及び附属設備付近の清掃を行うとともに、ゴミ等はすべて持ち帰ります。
- 11 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行いません。
- 12 騒音、怒声、暴力等、他の利用者又は周辺住民の迷惑をかけません。
- 13 トイレ・階段等のセンター内の共用部分についても、施設美化及び省エネルギーにつとめます。
- 14 富士宮市富士宮駅前交流センター条例の規定に基づき、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにセンター事務所に届け出るとともに、市長の定める額を賠償します。
- 15 使用時に交付された鍵については、鍵管理者を定め、団体内で責任を持って管理・保管につとめます。第三者への貸与はしません。
- 16 鍵を紛失又は破損した場合は、速やかにセンター事務所に申し出て、実費弁償します。
- 17 利用団体登録の内容（代表者、連絡先住所、電話番号等）に変更があった場合、速やかにセンター事務所に連絡します。
- 18 団体登録後、本誓約書に反する利用があった場合には、利用者登録を抹消されても異議を申し出ません。

平成 年 月 日

団体名

署 名

（自署してください）

代表者

《団体名》

年 度 事 業 報 告 書

実 施 時 期	実 施 事 業

年 度 事 業 計 画 書

実 施 時 期	実 施 事 業

会 員 名 簿

年 月 日現在

No	氏 名	住 所	電 話 番 号	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				